⑵　入札書の受領期限等
①　期限　平成30年３月９日12時00分
②　提出場所　上記３⑴と同じ。
⑶　開札の日時及び場所
①　日時　平成30年３月12日11時00分
②　場所　〒102―8575 東京都千代田区九段北４－２－１　市ヶ谷東急ビル９階　全国健康保険協会本部　会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　全額免除とする。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を平成30年３月９日12時00分までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、全国健康保険協会事務担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会理事長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第23条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Nobuki Ando, the Chief Director, Japan Health Insurance Association
⑵　Classification of the products to be procured : 6
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Copy paper
①　A4 sized approximately 34,307
②　A3 sized approximately 900
⑷　Contract term : From the contract day to 31 March, 2019
⑸　Delivery period : Refer to specifications
⑹　Delivery place : As in the specification
⑺　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　not come under the Article 25 of the Japan Health Insurance Association Order concerning the accounts regulations
②　not come under the Article 26 of the Japan Health Insurance Association Order concerning the accounts regulations
③　Possess the Grade A or Grade B or Grade C or Grade D in “Sales of products” in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal year 2016, 2017, and 2018
④　prove to have actually engaged in adequate amount of similar matters properly
⑤　prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　prove to have no false statement in tendering application forms or attached documents
⑦　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧　being the person who does not take compensation for damages request from Japan Health Insurance Association
⑨　do not come out of Japan Health Insurance Association during a period taking a nomination stop about duties
⑻　Time-limit for Tender : 12 : 00, 9 March, 2018
⑼　Contact point for the notice : Takafumi Yuuki, accounting division, general affairs department, Japan Health Insurance Association, 4―2―1, Kudankita, Chiyoda-ku, Tokyo, 102―8575, Japan, TEL 03―5212―8214

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
本案件は、競争資格確認のための証明書等（以下「証明書等」という。）及び総合評価技術資料の提出対象案件です。
また、本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年３月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。
平成30年１月18日
独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川局長　元永　　秀
◎調達機関番号　563　◎所在地番号　40
1　調達内容
⑴　品目分類番号　15、29
⑵　調達件名及び数量　筑後川局管内通信設備外保守業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書等による。
⑷　履行期間　契約締結の翌日から平成35年３月25日
⑸　履行場所　入札説明書等による。
⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価の方法をもって行う。
①　総合評価のための性能、機能、技術能力等に関する書類を提出すること。
②　入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格　以下の条件を全て満たし、本件に係る一般競争入札参加資格を有すると確認された者とする。
⑴　物品等の調達に関する契約事務処理要領第５条第２項の規定に該当しない者であること。
⑵　水資源機構における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「役務の提供（建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理）」の認定を受けており、かつ、営業品目の「通信設備（多重無線、交換機、放送）」、「自動制御装置等」又は「監視装置、測定装置」に登録していること。
ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格及び総合評価技術審査申請書（以下「申請書」という。）、一般競争参加資格及び総合評価技術審査資料（以下「資料」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑶　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、筑後川水系関連区域において、水資源機構における指名停止の期間中でないこと。
⑷　入札に参加しようとする者の間に資本関係及び人的関係がないこと。
⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、水資源機構発注の物品等の調達からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑹　平成14年４月１日から本業務における申請書及び資料の提出期限までに、元請けとして同種業務又は同種工事（以下「同種業務等」という。）を完了又は完成した実績を有している者であること。同種業務等とは、次のいずれかの業務又は工事とする。
①　多重通信設備、テレメータ設備、放流警報設備、移動通信設備、電話交換設備、有線通信設備、ＣＣＴＶ設備、電話応答通報設備、通信鉄塔・反射板設備、各種情報設備、監視制御処理設備、又は各種計測・観測設備のいずれかの設備を常に良好な状態に維持するために行う定期点検業務又は点検作業が含まれる保守業務。
②　①に記載するいずれかの設備の設置工事（増設又は改造を含む。）において、機器等の単体試験又は総合動作試験を実施した工事。なお、工事成績評定点が65点未満の者は実績として認めない。ただし、評定及び通知が実施されていない実績については、「発注者の証明する書類」をもって65点とみなす。